

1 名誉毀損の判断枠組みについて

フランス語訴訟において、原告が提起した1つの争点は、虚偽事実の摘示を前提とした意見ないし論評による名誉毀損の成立である。かかる類型の名誉毀損の成否については、すでに判例によって判断枠組みが与えられている。

次の如くである。

(1) まず、民事不法行為法における名誉毀損の概念は、事実の摘示によるもののみならず、意見ないし論評の表明によるものも含む(大判明治43年11月2日民録16輯745頁)。意見ないし論評が名誉毀損として不法行為に該当するかどうかは、当該意見ないし論評が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかで判断される。そして、ある意見ないし論評が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものとされている(最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁)。

(2) 次に、公共的ないし公益的な意見ないし論評の場合には、たとえそれが名誉毀損の成立要件に該当するとしても、なお一定の場合には違法性ないし有責性が阻却されることが承認されている。この点は、最高裁判決(最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁、最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁)によって次の如く判断枠組みが確立されている。

すなわち、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、②その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、③その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について(a)真実であることの証明があつたか、(b)行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は、違法性を欠き(上記(a)の場合)、あるいは故意又は過失が否定され(上記(b)の場合)、したがって不法行為は成立しないと解されている。

(3) なお、事実を摘示するものであるか、単なる意見ないし論評の表明にとどまるかの区別は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断され、証拠等をもってその存否を決することが可能なものは事実摘示、そうでないものは意見ないし論評であるとされる(前掲最判平成9年9月9日)。

もっとも、事実と論評の区別が微妙な場合もある。理念的には、①具体的事実(例えば「A知事は、業者Bから、公共工事発注の見返りに多額の金銭を受け取った」)、②抽象的な事実(例えば「A知事は、業者と癒着している」)、③評価(例えば「Aは知事として失格であり、辞任すべきだ」という主張)に分けたうえで、①を事実摘示、②及び③を意見ないし論評として、両者を区別することが一応可能である(瀬川信久「新聞記事が意見を公表したときの名誉毀損の成否」判例タイムズ871号63頁)。しかし、①と②の違いは、事実の抽象度にあるし、②と③の違いも、②が具体的な事実の存在を暗示するのに対し、③はそのような暗示がないかあるいは弱い点にあるので、しばしばその区別は相対的で、困難なものとなりうる。

2 原告の主張

本件訴訟において、原告は、運動論的な観点から様々な主張を展開したが、その中には、上記判断枠組みに即した主張、換言すれば、裁判所の立場からしても比較的受け入れやすいと思われる主張が含まれている。

その骨子は次の如くである。

(1) 石原知事は、平成16年10月19日の「ザ・トウキョウ・ユー・クラブ」の創立総会において、「フランス語を昔やりましたが、数勘定できない言葉ですからね。これはやっぱり国際語として失格していくのは、むべなるかなという気がする」、「フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人も

いない。」と発言した。

前者の発言は、証拠等をもってその存否を決することが可能であるから事実の摘示であり（以下「本件摘示事実①」という。）、単なる意見ないし論評ではない。一方、後者の発言は、都立大学に8人いるフランス語教員の講座は全般的に受講者がゼロの状態にあるとの事実を摘示するものである（以下「本件摘示事実②」という。）。

- (2) 本件摘示事実①は、フランス語と密接な関係を有する原告の社会的評価を低下させるものである。また、本件摘示事実②も、それ自体、原告の社会的評価を低下させるものである。なぜならば、大学の講座は、一定の設置目的と運営計画とを基に人為的に設置・運営されるものであり、その意味で自然の現象や営為とは本質的に異なる。大学の講座に受講者が1人もいないという状態が、設営者側の人的要因と関係なしに自然に生じることはない。この意味で、大学の講座に受講者が1人もいないという状態は、当該講座の設営関係者の能力や責任と切り離して評価されることはない。そして、当該発言の前後の文脈——かつてフランス語はひとつのファッションとしてはやっていた（今はそうではない）旨、日本の教育には歪みが現れており、日本の大学はほとんど形骸化している旨、その中で、西澤学長を中心に首都大学東京の設立構想に関してすばらしい議論をしているが、これに対し非常に抵抗がある旨、上記構想に抵抗し、反対のための反対をしているのが、受講者が1人もいないフランス語教員ら本当に保守的、退嬰的な人々であり、同教員らは、数を数えられず国際語として失格していくフランス語のようなものにしがみついている旨の発言等——を考慮するならば、講座に受講者が1人もいないのは当該講座設営に関わる教員の人的要因に起因するものであるとして、否定的に受け止められるのが通常である。
- (3) そればかりか、石原知事は、本件摘示事実①及び②を基礎として、「こういうものに反対した連中ってというのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人々ばかりで。」「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な反逆にもならない反逆。」との意見ないし論評を表明したが、これも、一般人の普通の注意と理解の仕方とを基準にするならば、原告の社会的評価を低下させるものである。
- (4) この意見ないし論評の前提とされた本件摘示事実①が真実でないことは明らかである。同様に前提とされた本件摘示事実②については、そのうち、8人の教員の講座のすべてについて全般的に受講者がゼロであるとの部分が重要である。しかし、この重要部分について、真実であるとの証明はなく、石原知事において真実と誤信するにつき相当の理由があったとも言えない。したがって、石原知事の原告に対する名誉毀損行為が違法性及び有責性（故意又は過失）を欠くことはない。

3 第1審判決（東京地裁平成19年12月14日判決）

以上原告の主張に対応する第一審判決の要旨は次のようなものであった。

- (1) フランス語が数を勘定することができない言葉であるか否か、国際語として失格していくか否かは、単なる意見ないし論評ではなく、事実の摘示であるが、この摘示事実は真実ではなく、石原知事において真実であると信ずるについて相当の理由があったとも言えない。しかし、この発言は、特定の個人に対するものではない上に、真実でないことが明らかなので、原告の社会的評価を低下させることにはならない。
- (2) 「こういうものに反対した連中ってというのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人々ばかりで。」「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な。」との発言は、首都大学東京の設立構想の反対者に対する批判としていささか過剰であり、都知事の発言として不適切であるが、特定人を対象とするものでない上に、その内容は具体性を欠き、批判の範囲を逸脱するといえないから、原告の社会的評価を低下させることにはならない。
- (3) 「フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人もいない。」との発言は、フランス語講座に対し

て向けられたもので、教員に対して直接向けられたものでないから、教員の社会的評価の低下に結びつくものではない。

以上の判旨中、フランス語が数を勘定することのできない言葉であり、国際語として資格していくとの発言を虚偽事実の摘示であると明示した点は正当であるが、それ以外の判旨部分は評価しえない。第1に、都知事という権力者の発言を対等な者同士の論争と同視している。第2に、受講者が1人もいないという発言を教員の個性・能力等と切り離して判断している。第3に、批判をする上でどこまでの発言が許容されるかと、当該発言が相手の社会的評価を低下させるか否かとは、明らかに別の問題であるのに、この点を殊更に混同している。第4に、虚偽の摘示事実（上記①・③）を前提として意見ないし論評（上記②）が加えられているという石原知事発言の基本構造を理解しておらず、①ないし③のそれぞれを完全に分断して検討している。その結果、虚偽事実を相当な理由による誤信もなしに前提とした意見ないし論評は、それ自体違法かつ有責であり、たとえ意見ないし論評としての域を逸脱したものでないとしても免責されることはないという最高裁の判断枠組み（前記1②）に反している。

4 控訴審判決（東京高裁平成20年9月10日判決）

上述した原告の主張の骨子に対応する控訴審判決の要旨は、次のようなものであった。

(1) 都立大学人文学部の仏文学専攻課程の昼間部において、2年生の専攻希望者は、石原知事が発言をした平成16年10月の前年度では、編入者を除けば皆無であり、その前後の年度でも極めて少数であった（編入者を加えても2名ないし4名にすぎない。）から、専攻者の数をみる限り、教員数との不均衡があったことは明らかである。そうすると、「フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人もいない。」との発言は、「受講者」との用語が正確性を欠き、人数についても正確な数を述べているわけではないが、その摘示する事実は、重要部分において誤りがないといって差し支えない。

また、「フランス語の先生は8人いるけど受講者が1人もいない。」との発言は、それが直ちに原告の社会的評価に結びつくものではない。

(2) 「こういうものに反対した連中ってというのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人たちばかりで。」との発言は、首都大学東京の設立構想に反対する者に対する消極的または否定的な評価を強調する意味で用いられており、その表現は反対者に対する批判としていささか過剰ともいえるが、紛争の一方当事者の他方当事者に対する批判として受け止められる性質のものであり、その内容は具体性を欠き、対立する意見を表明する者が相手方を批判する上で許容される範囲を逸脱するものとははいえず、原告の社会的評価を低下させることにはならない。

「そういうものにしがみついている手合いが結局反対のための反対をして。」「笑止千万な反逆にもならない反逆で。」との発言も、同様の理由により、原告の社会的評価を低下させるものということとはできない。

(3) したがって、以上の各発言は、原告の名誉を毀損するものとはいえない。

以上の控訴審の判旨も、第1審判決と同様の問題点を有しているうえに、次のような欠陥がある。前述した最高裁の判断枠組みは、当該発言がいかなる事実を摘示しているかや、当該発言が人の社会的評価を低下させるかについては、一般人の理解の仕方を基準として判断すべきであると繰り返し述べており、この判断枠組みによれば、石原知事の発言を聞いた一般人は、都立大学に8人いるフランス語教員の講座は全般的に受講者がゼロの状態にあると理解するはずである。ところが、控訴審判決は、石原知事の言わんとしたことは、「専攻者」（受講者とは異なる。）の数と教員数との間に不均衡があるということであって、その限りで大過ないというのである。すなわち、発言当時の一般人の理解の仕方を問題とするのではなく、あくまで事後的に裁判所の立場から、石原知事の真意を忖度しようとしているにひとしい。このような判断態度は、上述した最高裁の判断枠組みに反しているし、何よりも、一方当事

者である石原知事を弁護しこれに肩入れするものとして極めて不公平といわざるをえない。

5 上告審決定 (最高裁平成21年1月30日決定)

上告審は、原告の上告を棄却したが、その理由は、民事訴訟法所定の上告理由（憲法違反）に当たらない、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件には当たらない、というにとどまった。

すでに第1審及び控訴審判決に対するコメントとして上述したとおり、本件事件は、法令の解釈に関する重要な事項を含むと考えるが、上告審の実質的な判断が得られなかったことは、かえすがえす残念である。